

【春合宿 第2問】

XはA(63歳)の家に侵入すると、Aの胸ぐらを掴んで仰向けに倒し、右手で口部を抑え、さらにその顔面を夏蒲団で覆い、鼻口部を圧迫した。これによってAは反抗を抑圧され、XはA所有の現金及び貯金通帳を強取した。その際、前記暴行により、同所において、Aを鼻口部閉塞に基づく窒息により即時死に至らしめた。

尚、Aには重篤な心臓疾患があり、このような事情がなければ致死結果を生じることにはなかったが、A自身この事情を把握していなかった。

Xの罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁昭和46年6月17日第一小法廷判決